

| | | | | |
|--|-------|------------------|-----|---------|
| 特許権 | 判決年月日 | 平成31年1月28日 | 担当部 | 知財高裁第3部 |
| | 事件番号 | 平成30年(行ケ)第10027号 | | |
| <p>○ 発明の名称を「油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法，揮発性環境汚染物質低減作業流体，健康サプリメントおよび動物飼料製品」とする発明に係る特許について，優先日当時の蒸留及び環境汚染の状況に関する技術常識ないし周知の事項に照らせば，引用例に接した当業者は，少なくとも請求項1及び19に係る発明を容易に想到することができたとした事例。</p> | | | | |

(事件類型) 審決 (一部無効・一部不成立) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2013-800118号，特許第3905538号

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法，揮発性環境汚染物質低減作業流体，健康サプリメントおよび動物飼料製品」とする発明に係る特許の無効審判において一部請求不成立とした審決の取消訴訟である。争点は，進歩性の有無である。

2 本判決は，概略，以下のとおり判示して，審決を一部取り消した。

(1) 甲2記載の発明に基づく容易想到性判断の誤り

ア 相違点の認定の誤り

本件発明1における揮発性作業流体と，甲2発明1におけるリノール酸とは，除去対象物質が環境汚染物質であるかコレステロールであるかとの点で違いがある。しかし，いずれもトリグリセリドと比較して揮発性が高く，除去対象物質と共に蒸留される液体であるとの点で共通する。また，リノール酸は，本件明細書において揮発性作業流体として例示された「C10～C22の遊離脂肪酸」に該当する。したがって，甲2発明1におけるリノール酸は，本件発明1における揮発性作業流体に当たると認めるのが相当である。

よって，審決には，甲2発明1におけるリノール酸が揮発性作業流体といえるのか否かが明らかでないとして認定した点において，誤りがある

イ 相違点の容易想到性判断の誤り

本件優先日前後に頒布された刊行物の記載に鑑みれば，本件優先日当時，ほとんど全ての精製前の海産油にPCB及び臭素化難燃剤が含まれていることは，周知の客観的事項であったと認められる。したがって，甲2発明1のサケ頭油を「臭素化難燃剤およびPCBからなる群より選択される環境汚染物質」を含有するものとすることは，当業者が容易に想到することができたというべきである。

また，コレステロールが気化する温度範囲では，より揮発性の高いPCB及び臭

素化難燃剤も気化するというべきであるから、「臭素化難燃剤およびPCBからなる群より選択される環境汚染物質」を含有するサケ頭油を使用して、甲2発明1が特定する方法を実行すると、当該環境汚染物質は、当該サケ頭油に添加されたリノール酸と一緒に分離される。そして、コレステロール、PCB及び臭素化難燃剤の揮発性の程度は、本件優先日当時において、周知の客観的事項であると認められる。したがって、当業者は、甲2発明1が特定する方法を実行すると、サケ頭油に含まれているPCB及び臭素化難燃剤が、当該サケ頭油に添加されたリノール酸と一緒に分離されることを容易に理解できたというべきである。

さらに、甲2の記載並びにコレステロール、PCB及び臭素化難燃剤の気化温度に照らせば、甲2発明1のサケ頭油から、分子蒸留によってPCBや臭素化難燃剤を除去しようとする場合に、その温度範囲を少なくとも175～260℃の間の温度とすることは、当業者が容易に想到することができたというべきである。そして、当該温度範囲（175～260℃）は、本件発明1が特定する温度範囲（150～270℃）に含まれている。

ウ したがって、本件発明1は、甲2記載の発明並びに本件優先日当時の技術常識及び周知の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めるのが相当である。本件発明19についても同様である。

(2) 甲3記載の発明に基づく容易想到性判断の誤り

ア 相違点の認定の誤り

本件発明1における揮発性作業流体と、甲3発明1における単純エステルとを対比すると、除去対象物質が環境汚染物質であるか臭気物であるかとの点で違いがあるものの、いずれもトリグリセリドと比較して揮発性が高く、除去対象物質と共に蒸留される液体であるとの点で共通する。また、当該単純エステルは、本件明細書において揮発性作業流体として例示された「C10～C22の脂肪酸およびC1～C4アルコールから構成されるエステル」に該当する。したがって、甲3発明1における単純エステルは、本件発明1における揮発性作業流体に当たると認めるのが相当である。

よって、審決には、甲3発明1における単純エステルが揮発性作業流体といえるのか否かが明らかではないと認定した点において、誤りがある。

イ 相違点の容易想到性判断の誤り

上記(1)イと同様に、甲3発明1の魚油を「臭素化難燃剤およびPCBからなる群より選択される環境汚染物質」を含有するものとするのは、当業者が容易に想到することができたというべきである。

また、臭気物が気化する温度範囲（200～260℃）では、揮発性が高いPCB及び臭素化難燃剤も気化するというべきであるから、当業者は、甲3発明1が特定する方法を実行すると、魚油に含まれる「臭素化難燃剤およびPCBからなる群

より選択される環境汚染物質」が、当該魚油に添加された単純エステルと一緒に分離されることを容易に理解できたというべきである。

さらに、甲3の記載並びに臭気物、PCB及び臭素化難燃剤の気化温度に照らせば、甲3発明1の魚油から、ストリッピングによってPCBや臭素化難燃剤を除去しようとする場合に、その温度範囲を少なくとも175～260℃の間の温度とすることは、当業者が容易に想到することができたというべきである。そして、当該温度範囲（175～260℃）は、本件発明1が特定する温度範囲（150～270℃）に含まれている。

ウ したがって、本件発明1は、甲3記載の発明並びに本件優先日当時の技術常識及び周知の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたと認めるのが相当である。本件発明19についても同様である。